

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 燃料小売業物質別集計表)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	467	6	7,460,240	6	62,300	1	7,442,940
1	56	エチレンオキシド	1	9	21,000	9	21,000	0	0
1	80	キシレン	565	1	55,630,530	2	479,470	0	55,034,060
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	565	1	38,255,660	4	406,540	0	37,849,120
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	462	7	3,821,410	7	7,900	0	3,813,510
1	300	トルエン	497	3	131,234,860	1	561,700	0	130,673,160
1	392	ノルマル-ヘキサン	494	4	40,716,290	3	162,390	0	40,553,900
1	400	ベンゼン	490	5	7,804,160	5	30,860	0	7,773,300
1	438	メチルナフタレン	10	8	132,500	8	20,000	0	112,500
		合計	—	—	285,076,650	—	1,752,160	1	283,252,490

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。